

# 豊富町水道事業経営戦略 (簡易水道)

令和6年度

建設課上下水道係

## 豊富町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 豊富町

事 業 名 : 豊富町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給 水

供用開始年月日	昭和 33 年 4 月 1 日	計画給水人口	4,000 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	3,553 人
		有収水量密度	0.04 千m <sup>3</sup> /ha

## ② 施 設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他			
施 設 数	浄水場設置数	4	管 路 延 長	233 千m
	配水池設置数	8		
施 設 能 力	4,160 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	88.02 %	

## ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別基本料金と従量料金を組み合わせた料金体系を採用しています。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途区分</th> <th colspan="2">基本料金(1ヶ月につき)</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,500円</td> <td>1立方メートルにつき160円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20立方メートル</td> <td>3,200円</td> <td>" 210円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20立方メートル</td> <td>3,700円</td> <td>" 210円</td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td>80立方メートル</td> <td>10,500円</td> <td>" 210円</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>100立方メートル</td> <td>12,000円</td> <td>" 160円</td> </tr> <tr> <td>酪農用</td> <td>1立方メートル未満</td> <td>1,500円</td> <td>" 70円</td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td>1立方メートル</td> <td>370円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td>1栓1ヶ月につき</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途区分	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金	基本水量	基本料金	家庭用	10立方メートル	1,500円	1立方メートルにつき160円	団体用	20立方メートル	3,200円	" 210円	営業用	20立方メートル	3,700円	" 210円	工業用	80立方メートル	10,500円	" 210円	浴場用	100立方メートル	12,000円	" 160円	酪農用	1立方メートル未満	1,500円	" 70円	その他用	1立方メートル	370円		私設消火栓	1栓1ヶ月につき	1,500円		基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。ただし、その額に端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
用途区分	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金																																					
	基本水量	基本料金																																						
家庭用	10立方メートル	1,500円	1立方メートルにつき160円																																					
団体用	20立方メートル	3,200円	" 210円																																					
営業用	20立方メートル	3,700円	" 210円																																					
工業用	80立方メートル	10,500円	" 210円																																					
浴場用	100立方メートル	12,000円	" 160円																																					
酪農用	1立方メートル未満	1,500円	" 70円																																					
その他用	1立方メートル	370円																																						
私設消火栓	1栓1ヶ月につき	1,500円																																						
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 13 年 8 月 1 日																																							

## ④ 組 織

建設課上下水道係
令和6年度現在、職員2名で、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業についてそれぞれ兼務しながら従事しています。職員給与費の予算措置については、簡易水道事業2名で計上しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

①民間活用	民間委託	計装機器保守点検、自家用電気保安点検、水質検査、メーター検針、排泥作業、漏水調査、配水池清掃、管路台帳修正、料金システム保守、財務システム保守、用地確定測量、実施設計、経営戦略改定、アセットマネジメント改定、井戸さく井について民間へ委託しています。令和6年度にはアセットマネジメントを実施し、保有資産および中長期的な財政の見通しの把握に努めています。
	指定管理制度	現状において特筆すべき取組はありません。
	PFI/BDO	民間委託の活用により、人員や専門的な技術を確保し、より効率的な事業運営を目指しています。
②資産活用	エネルギー利用 (水力発電等)	一部外灯をLED化し脱炭素化に着手しています。
	土地利用	現状において特筆すべき取組はありません。
③統合・広域化	施設統合	平成13年度～平成24年度にかけて、営農用水、専用水道、簡易水道事業を統廃合し、現在の事業運営に至っています。
	広域化	今後は北海道の示した広域化プランに基づき周辺市町村との広域化連携を検討いたします。現在はソフト面において日本水道協会道北地区支部主催のもと災害訓練を実施しています。

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

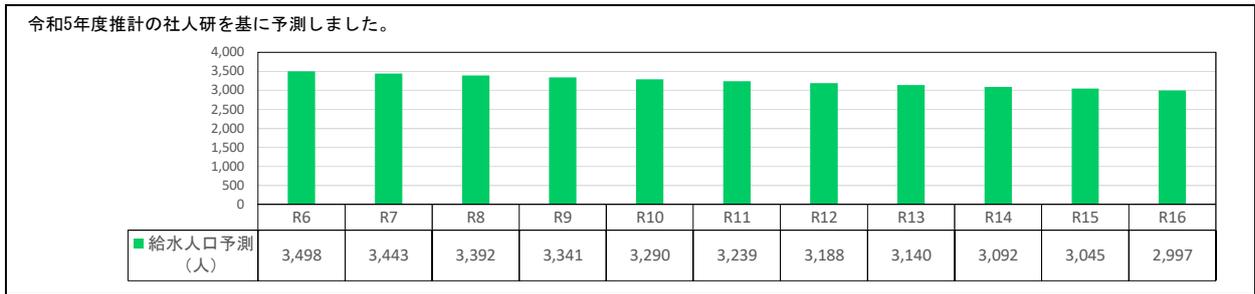
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

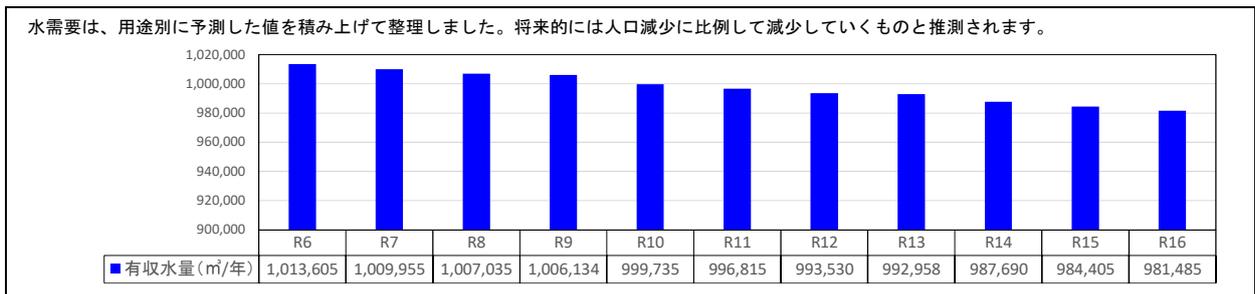
令和5年度決算により策定・公表した「経営比較分析表」を添付いたします。

2. 将来の事業環境

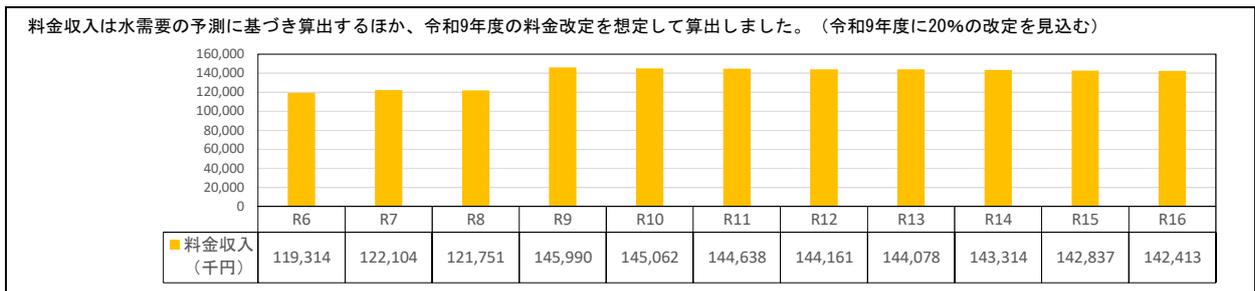
(1) 給水人口の予測



(2) 水需要の予測



(3) 料金収入の見通し



#### (4) 施設の見通し

本町の水道普及率は100%であるため、区域の拡張や未普及地域の解消など、今後、施設を新設する見込みはありません。

##### 既存施設の見通し

###### ①取水施設の現況

本町地区8井、東部地区3井、北部地区4井、北部（豊徳）地区2井の取水井戸にて水源を確保しています。本町地区については8井の内5井で取水していますが、その内2井で8割方の取水をしているため、稼働を止めることが不可能な状況です。これらの井戸は、さく井後30年が経過していますが、メンテナンス等を行っていないため井戸内の状況が不明であることから、早急に新規水源（新井戸）を確保し、既存井戸のメンテナンスを行い長期に亘り使用可能な状態を保つことが求められます。

東部地区については、新規水源を整備し、今後は既存井戸のメンテナンスを行っていきます。取水ポンプ、計装盤、室内配管等の機器については、令和4年度から12年度の事業にて順次更新を進めています。

北部地区については、平成28年度に既存2井の取水量が減少したことから新規取水井戸をさく井し、平成30年度に既存1井のメンテナンスを実施しました。今後は、残り1井のメンテナンスを実施する計画です。

北部（豊徳）地区の2井については、交互運転のため、定期的にメンテナンスを実施し将来に亘り使用可能な状態を保つ計画です。

###### ②送配水施設の現況

現在の送配水施設については、多くが稼働から30年以上経過し、電気計装設備や通信設備等の劣化による監視・操作の不具合が頻繁に発生することから、緊急度・優先度を考慮し更新する必要があります。東部地区については令和4年度から12年度実施の事業で更新を進めています。

その他施設についても、適時更新することにより、施設の機能維持と全体の延命を図れるよう検討することが求められます。

###### ③管路の現況

なお、令和2年度から6年度にかけて、非常用発電設備5基を更新しています。

市街地については40年以上が経過した一部路線について、令和3年度から更新を進めています。

東部地区については令和4年度から12年度の事業にて、導水管及び配水管約30kmの更新を進めています。

北部（豊徳）地区については平成30年度から令和2年度にかけ配水管約4kmを更新しました。

その他管路についても緊急度・優先度を考慮し更新を検討していく必要があります。

###### ④施設能力

水需要の予測から、当面は現状の施設能力4,160m<sup>3</sup>/日を維持する必要がありますが、今後は施設の経年劣化等を考慮しながらダウンサイジングなど施設を効率的に稼働できるよう検討していくことが求められます。

#### (5) 組織の見通し

職員数については現状を維持してまいります。

### 3. 経営の基本方針

当町の簡易水道事業は、昭和34年供用開始から区域拡張や施設統合を進め現在に至っています。普及率は100%であり、豊富・北部・東部地区をまとめて1事業として認可を受けている状況です。

今後は、給水人口が減少し、水需要も減少する中で厳しい事業経営が予想されますが、各種補助事業等を活用し、安全で安定した水道水の供給に向け基盤強化を図ってまいります。

なお、令和4年度4月から法適用事業として運営しています。

### 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	更新事業については、補助事業を効率的に活用することにより現在進行中の管路更新を進めるとともに、安定的な取送配水と施設の長寿命化を図ってまいります。

現在進行している更新事業を記載します。

令和4年度～12年度	道営水利施設等保全高度化事業（東部地区） 導配水管 L=30,000m 浄配水施設更新等 全体事業費：2,600,000千円（予定）
令和5年度～10年度	西豊富地区配水管更新事業 L=13,210m 全体事業費：435,000千円（予定）

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水需要の減少等により将来的に料金収入は減少していく見込みであります。今後も継続して維持管理費の削減や施設運営の効率化に努めてまいります。また、令和4年度からの法適用化された会計資料をもとに資産と経営の分析をし、将来を見越した料金改定を行い、経営収支の均衡を図ってまいります。
-----	---

建設改良事業の基幹改良事業財源は、国庫補助金を30%及び企業債発行を行う予定として設定しました。収益的収支は過去の実績に基づき収益を算定すると共に使用料改定を考慮して設定しました。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収益的収支については過去の実績を基に算定していますが、人件費・光熱水費等一部の項目は昨今の物価上昇を考慮し、年2%の上昇を見込みました。 修繕費については保守点検業務実施により、老朽化した機器等の状態を確認しながら修繕計画を検討し、費用の平準化と機器の延命に努めてまいります。 また今後は、事業実施に伴い企業債の借入が増加することから、償還元金及び利息の支払いを考慮した事業運営を進めていく計画です。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点で新たな導入の予定はありません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に統合事業は完了しています。地理的状況や取水量の問題から、各地区施設の統合は難しいと考えられます。 今後は、配水管の大規模更新時に口径縮小などのダウンサイジングを検討してまいります。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	既に統合事業は完了していますが、更新時にはさらなる合理化を検討いたします。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	緊急度・重要度を考慮し、投資費用を平準化して財政負担の軽減を図ります。
広 域 化	維持管理費等の削減が期待できることから、北海道の示した広域化案に基づき検討してまいります。
そ の 他 の 取 組	—

② 財源について検討状況等

料 金	令和4年度の法適用以降の運営状況を検討し、資産と経営の見直しを行い料金改定を検討いたします。
企 業 債	更新事業については今後も企業債を借り入れる予定です。
繰 入 金	基準外繰入金に頼らない経営実現に向け、適宜使用料改定の検討を進めてまいります。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	特筆すべき活用できる資産はありません。
そ の 他 の 取 組	—

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	業務内容の見直し及び複数年契約等の検討を行い、経費の削減に努めてまいります。
修 繕 費	保守点検等の結果を踏まえ、緊急度・優先度を考慮し実施を進めてまいります。
動 力 費	適切な維持管理に努め、有収率の向上を図り、費用の抑制を目指します。
職 員 給 与 費	今後も現在の体制を維持していく予定です。
そ の 他 の 取 組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本戦略については定期的に見直しを図るものとし、次回は令和12年3月を予定いたします。 なお、令和4年度以降に地方公営企業法が開始されて以降の事業運営状況について、今後も継続して分析と改善を重ね、より効率的な事業運営に努めてまいります。
---------------------	--





原価計算表

布設年月日 昭和32年 12月 3日  
 給水人口 3,553人  
 計算期間 自 令和7年4月 至 令和12年3月  
 ( 5 年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 119,262	千円 135,909	千円	千円 135,909
給 水 装 置 工 事 費		0		0
そ の 他	338	451		451
合 計	119,600	136,360	0	136,360

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
人 件 費	千円 14,278	千円 14,682	千円	千円 14,682
光 水 熱 費	25,734	35,670		35,670
通 信 運 搬 費	2,459	2,483		2,483
修 繕 費	6,636	7,269		7,269
材 料 費	1,832	2,123		2,123
委 託 費	13,326	16,251		16,251
減 価 償 却 費	67,708	108,110	70,370	37,740
そ の 他	8,951	9,875		9,875
支 払 利 息	5,804	20,814		20,814
小 計	146,728	217,277	70,370	146,907
合 計 (Y)	146,728	217,277	70,370	146,907

資 産 維 持 費 ( Z )	105,450
料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	252,357

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 54\%$

<料金水準についての説明>

料金水準については、別紙「投資・財政計画」の数値を基に資産維持費を加えた場合の料金水準の算定を行いました。

上記算定の結果、対象経費に対する料金収入の割合は約 54%となっています。

料金水準の現状を踏まえ、料金については、今後の収支バランスに注視しながら料金改定の必要性を検討していきます。

※資産維持費 = 対象資産(R7~R11年度末償未済額の年平均(長期前受金戻入を除く) × 資産維持率(3%)

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

